

法務省管在第 1 3 2 2 号

平成 1 6 年 3 月 4 日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長（除く空港支局）殿

法務省入国管理局長 増 田 暢 也

優良な企業等からの在留資格認定証明書交付申請に係る審査の迅速化・簡素化について（通達）

内閣総理大臣の諮問会議である総合規制改革会議の第 3 次答申において、「在留資格認定証明書の申請手続の迅速化・簡素化」を平成 1 5 年度中に措置することが答申され、政府としても同答申を最大限尊重することが閣議決定（平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日）されましたので、優良な企業等に雇用される外国人に係る在留資格認定証明書交付申請の審査の迅速化・簡素化について、下記のとおり取り扱われたく、通達します。

なお、現行の「入国・在留審査要領」中本通達に抵触する部分は本通達によることとします。

おって、管下出張所長に対しては、貴職から連絡願います。

記

1 規制改革の推進に関する第 3 次答申内容

企業活動の国際化に伴い、高度な技術を有する外国人の雇用や企業内における転勤が増加し、外国人の雇用に係る移動が迅速かつ円滑な手続で行われることが求められているのに、企業からは、在留資格認定証明書の発行に数か月を要しているとの実情が指摘されている。

そのため、平成 1 5 年 1 2 月 2 2 日の総合規制改革会議においては、「企業等のニーズを踏まえ、不法残留等に留意しつつ、優良な企業（例えば過去数年間にわたり不許可となった事例が無く、また、受け入れた外国人につい

て発生した事故が無い企業)については、在留資格認定証明書交付申請について「迅速かつ簡素な手続で発行できるよう必要な措置を講ずるべきである」との第3次答申がなされ、当局としても当該申請に係る処理の一層の迅速化・簡素化が求められている。

2 在留資格認定証明書交付申請の処理について

上記1の第3次答申の内容を踏まえ、過去の実績や規模等から、不法残留等の問題が発生するおそれが少ないと認められる機関との契約に基づいて活動する旨の申請については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 案件の配分及び処理期間

本邦の公私の機関に雇用されて活動に従事することを内容とする申請案件のうち、過去3年間にわたり不交付・不許可となつたことがない機関又は東京証券取引所上場企業若しくはこれと同程度の規模を有する機関との契約に基づいて活動を行うことを目的とする案件については、簡易に交付・許可できる案件に振り分け、申請受理日から2週間以内に処理することとする。

(2) 提出書類

上記(1)に該当する申請案件については、提出を求める立証資料のうち雇用する機関に関するものは、特に必要と認める場合を除き、過去1年以内に提出がなされ、かつ、内容に変更のない限り、過去の申請において提出された資料を参考とし、新たな提出を求めないこととする。

本信写し送付先

入国者収容所長
東京入国管理局成田空港支局長
大阪入国管理局関西空港支局長

添付物

規制改革の推進に関する第3次答申(抜粋)

1部

規制改革の推進に関する第3次答申（平成15年12月22日・総合規制改革会議・抜粋）

第1章 分野横断的な取組

3 我が国の国際的な魅力向上のための規制改革

1 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための条件整備

(2) 高度人材を中心とした外国人の円滑な受入れの実現

在留資格認定証明書の申請手続の迅速化・簡素化【平成15年度中に措置】

企業活動の国際化，複雑化に伴い，高度な技術を有する外国人を雇用したり，企業内転勤を行う事例が増加している。こうした移動に関して迅速かつ円滑な手続が求められており，その一助となるのが在留資格認定証明書の発行であるが，企業から当該証明書申請後，長い場合には，発行までに数か月要するケースがあるとの指摘がある。

したがって，企業等のニーズを踏まえ，不法滞在等に留意しつつ，優良な受入れ企業（例えば，過去数年間にわたり，不許可となった事例が無く，また，受け入れた外国人について発生した事故が無い企業）については，在留資格認定証明書交付申請について迅速かつ簡素な手続で発行できるよう必要な措置を講ずるべきである。